



5松地企第112号

令和6年(2024年)2月1日

松本広域連合

広域連合長 臥雲 義尚 様

長野県松本地域振興局長

松本広域連合の規約の変更許可について(通知)

令和6年1月22日付け松広事総第273号で申請のありましたこのことについて、別添のとおり許可します。

(問合せ先)

長野県松本地域振興局企画振興課

担当 原田、木川

電話 0263-40-1902(直通)

FAX 0263-47-7821

E-mail matsuchi-kikaku@pref.nagano.lg.jp

長野県松本地域振興局指令 5 松地企第 112 号

松本広域連合 広域連合長 臥雲 義尚

令和 6 年 1 月 22 日付け松広事総第 273 号で申請のありました松本広域連合規約の変更を許可します。

令和 6 年 (2024 年) 2 月 1 日

長野県松本地域振興局長 宮島 克夫





松本広域連合告示第2号

令和6年2月1日付け長野県松本地域振興局指令5松地企第112号により松本広域連合規約（平成11年長野県指令10地第1018号）の変更が許可されたため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の4第3号の規定に基づき、松本広域連合規約の一部を変更する規約を次のとおり公表する。

令和6年2月7日

松本広域連合  
広域連合長 臥雲 義尚



松本広域連合規約の一部を変更する規約

松本広域連合規約（平成11年長野県指令10地第1018号）の一部を次のように変更する。

第4条中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とする。

第5条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号を第10号とする。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条及び第18条関係）

処理事務	経費	市村	負担割合	
			均等割	人口割及び実績割
1 松本地域の広域行政の推進に関する事務	全体事業費	松本市、塩尻市及び安曇野市	総経費の3/10に1/4を乗じて得た額	総経費の7/10に人口割を乗じて得た額
2 松本地域ふるさと基金事業の実施に関する事務				
3 広域的な観光振興に関する事務		東筑摩郡の各村	総経費の3/10に1/4を乗じた額を5で除して得た額	
4 旧伝染病舎跡				

地の管理に関する事務				
5 職員の共同研修及び派遣研修に関する事務				
6 広域的な調査研究に関する事務				
7 介護認定審査会の設置及び運営に関する事務	全体事業費	関係市村	総経費の1.5 / 10に1 / 8を乗じて得た額	総経費の8.5 / 10に審査判定実績割を乗じて得た額
8 障害支援区分認定審査会の設置及び運営に関する事務	全体事業費	関係市村	総経費の1.5 / 10に1 / 8を乗じて得た額	総経費の8.5 / 10に審査判定実績割を乗じて得た額

備考

- 1 「人口割」の算定基礎は、前年10月1日現在の住民基本台帳に記載されている人口による。
- 2 「審査判定実績割」の算定基礎は、前々年度審査判定実績による。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。